

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課（室） 県土づくり部農山漁村課

法令名	公有水面埋立法	法令の番号	大正10年法律第57号	
許認可等の種類	埋立地に関する処分の許可	根拠条項	第27条第1項	
審査基準	<p>1. 公有水面埋立法第27条第2項による。</p> <p>2. 「公有水面埋立法の一部改正について」(昭和49年6月14日港管第1581号、建設省河政発第58号、運輸省港湾局管理課長及び建設省河川局水政課長通達)の記の1及び記の5による。</p>			
	受付機関 農林事務所 土木事務所	処理機関 農山漁村課	交付機関 農林事務所 土木事務所	標準処理期間 30日 標準経由期間 10日